

平成29年6月26日開催

新庄市農業委員会第37回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成29年6月）議事録

1. 開催日時 平成29年6月26日（月）10時00分
2. 開催場所 新庄市議会議場
3. 出席委員（20名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
3番 高橋 和彦	4番 樋口 彦弥
5番 高橋 敏行	6番 海藤 芳正
7番 伊藤 忠男	8番 今田 則雄
9番 畠腹 銀蔵	10番 佐藤 義一
11番 小嶋 忠昭	12番 柏倉 嘉門
14番 浅沼 玲子	15番 井上 茂雄
16番 吉野 昭男	17番 星川 勇吉
18番 清水 哲夫	19番 笹 行也
20番 三原 常男	21番 齋藤 謙二
4. 欠席した委員（1名）

13番 佐藤 喜代志

5. 議事日程

- | | | |
|--------|-----------------|------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 | |
| 日程第 2 | 議案第 166 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 167 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 168 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| 日程第 5 | 議案第 169 号 | 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価（案）について |
| 日程第 6 | 議案第 170 号 | 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた
活動計画（案）について |
| 日程第 7 | 報告第 87 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 8 | 報告第 88 号 | 農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 9 | 報告第 89 号 | 地目変更登記に係る法務局からの照会について |
| 日程第 10 | 報告第 90 号 | 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る
法務局からの通知について |

6. 出席した事務局職員

局 長	三浦 重実	総務主査	鏡 彰広
主 事	三宅 大輔		

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成 29 年度新庄市農業委員会第 37 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 20 名でございます。選挙による委員の出席は 16 名、欠席通告者は、13 番の佐藤喜代志委員の 1 名でございます。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、本第 37 回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第 19 条第 2 項に規定する議事録署名委員を

慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に6番の海藤芳正委員と18番の清水哲夫委員のご両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と三宅大輔君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第166号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第166号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1番から稲舟地区4番までの5件につきまして、議案書に基づきご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まずは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第166号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄1番について報告いたします。6月2日に△△△△さん、△△△△さんと話し合いまして、その結果、双方納得済みの贈与でありますので問題ありません。よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区に移ります。稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区1番について、△△△△さん、△△△△さんの売買の件について、6月21日調査いたしました。この畑に△△△△さんが、カラマツの苗の苗圃を作るということで、雇用も生むという事で、なんら問題ありませんのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○2番

△△△△さんと、△△△△さんも、1番で申し上げたとおりの案件でございますので、なんら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の3番について調査報告をお願いします

○2番

稲舟地区3番についても、△△△△さんと、△△△△さん、△△△△さんの売買で、同様の案件でございますので、なんら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の4番について調査報告をお願いします

○2番

稲舟地区4番について、△△△△さんと、△△△△さんの売買も、1番2番3番と同様の案件でございますので、なんら問題ありません。そして、この10aあたりの土地の単価が違うのは、立地の傾斜等の関係で価格が違うとの事だそうです。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第166号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第166号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3に入ります。議案第167号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第167号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番から稲舟地区1番までの2件ございます。議案書に基づき朗読しご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい。ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第167号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄1番について報告します。20日に現地確認し調査しました。この農地は周りが全部旧国道と宅地に囲まれており、また事務局の説明どおり、転用に問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いいたします。

○2番

農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1番について、6月21日調査いたしました。△△△△さんと、△△△△さんのこの案件につきましては、3条で出てきた案件の他に、5条申請による転用で、さっき事務局が説明したとおり、格納庫・管理棟等を作って行うということですので、なんら問題ありませんのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第167号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第167号農地法第5条の規定による許可

申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4にはいります。議案第168号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第168号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、議案書に基づき新庄地区1番の1件について、ご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、審議の程なにとぞよろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。まず、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第168号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄1番について報告します。6月2日、話し合いの時に確認しました。合意解約で問題ありませんので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第168号農地法第18条第6号の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第168号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第169号平成28年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを上程いたします。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第169号平成28年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

（議案書を朗読し、申請内容を説明）

以上、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告にご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。お諮りいたします。議案第169号平成28年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第169号平成28年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第170号平成29年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第170号平成29年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）について、議案書に基づきご説明申し上げます。

（議案書を朗読し、申請内容を説明）

以上、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第170号平成29年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第170号平成29年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第87号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第87号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区1番から萩野地区1番までの3件について、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、3件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第87号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第87号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第88号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。事務局より朗読と議案の説明をお願いいたします。

○事務局

報告第88号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1件、稲舟地区1件の2件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第88号農業振興地域整備計画の変更について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第 88 号農業振興地域整備計画の変更については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第 9、報告第 89 号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より朗読と議案の説明をお願いいたします。

○事務局

報告第 89 号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区 1 件でございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1 件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第 89 号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第 89 号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第 10、報告第 90 号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より朗読と議案の説明をお願いいたします。

○事務局

報告第 90 号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの照会について、八向地区 1 番から八向地区 2 番までの 2 件でございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2 件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第 90 号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第90号時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第37回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成29年6月26日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 海藤 芳正

議事録署名委員 清水 哲夫